

○倉敷市高梁川流域圏内中小企業者等地域資源販路開拓等支援事業補助金交付要綱

令和3年8月11日

告示第538号

(目的等)

第1条 この要綱は、高梁川流域圏の中小企業者等が、催物の開催その他の地域資源の販路の開拓、拡大等を目的とした取組を行う場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域資源の活用の推進を図り、もって、高梁川流域圏全体の産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高梁川流域圏」とは、倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

3 この要綱において「中小企業者の団体」とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

(1) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）により設立された商工会議所

(2) 商工会法（昭和35年法律第89号）により設立された商工会

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合

(4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

(5) 地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体（構成員の2分の1以上が中小企業者であるものに限る。）であって、市長が適当と認める団体

4 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者及び中小企業者の団体をいう。

5 この要綱において「地域資源」とは、高梁川流域圏で生産又は加工される農林水産物又は鉱工業品をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

(1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 高梁川流域圏内に住所及び事業所を有する個人

イ 高梁川流域圏内に主たる事業所を有する会社

(2) 中小企業者の団体（高梁川流域圏内に主たる事務所を有するものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者

(2) 市税又は町税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されている者を除く。）

(3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(5) 公序良俗に反する事業を行っている者

(6) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が、地域資源の販路の開拓、拡大等を目的として実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する中小企業者が、他の4者以上の高梁川流域圏内に事業所を有する中小企業者と共同で催物を開催する事業であって、当該事業を共同で開催する者（第6条において「事業開催者」という。）について、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 2分の1以上が高梁川流域圏内に事業所を有する者であること。

イ 本市内に事業所を有する中小企業者及び本市を除く高梁川流域圏内に事業所を有する中小企業者が含まれること。

(2) 前条第1項第1号に該当する中小企業者が、他の4者以上の高梁川流域圏内に事業所を有する中小企業者と共に第三者（当該事業の参加者（前条第1項第1号に該当する中小企業者及び当該中小企業者と共に参加する者をいう。以下この号において同じ。）以外の者をいう。）が開催する催物（前号又は次号の規定によりこの要綱による補助金の交付を受けるものを除く。第4号において同じ。）に参加する事業であって、当該事業の参加者について、前号ア及びイに掲げる要件を満たすもの

(3) 前条第1項第2号に該当する中小企業者の団体が、高梁川流域圏内に事業所を有する中小企業者5者以上（以下この号において「当該事業の参加者」という。）が参加する催物を開催する事業であって、当該事業の参加者について、第1号ア及びイに掲げる要件を満たすもの

(4) 前条第1項第2号に該当する中小企業者の団体が、第三者（前条第1項第2号に該当する中小企業者の団体及び当該団体がとりまとめた者以外の者をいう。）が開催する催物に参加する事業（高梁川流域圏内に事業所を有する中小企業者5者以上をとりまとめて催物に参加するものに限る。）であって、当該中小企業者の団体がとりまとめた者について、第1号ア及びイに掲げる要件を満たすもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、使用料、第三者が開催する催物への参加料、賃借料、外注費（請負又は業務委託に係る経費を含む。）、広報費、保険料、消耗品費（感染症対策に要する経費に限る。）その他市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等の補助対象事業以外の事業への転用が容易な機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らして適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、50万円（県外で開催

される催物に係るものにあつては、100万円)を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第7条 この要綱による補助金の交付は、一の交付対象者につき1年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書又は事業の概要が分かる書類

(2) 収支予算書

(3) 市税又は町税の滞納がないことを証する書類(発行日から3月以内のものに限る。)

(地方税法附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されている者にあつては、市税の滞納(徴収の猶予がされているものを除く。)がないことを証する書類(発行日から3月以内のものに限る。)及び徴収の猶予を受けていることを証する書類)

(4) 住民票の写し(交付対象者が第3条第1項第1号アに規定する中小企業者である場合に限る。)

(5) 定款又は約款及び構成員名簿(第2条第3項第5号に規定する中小企業者の団体に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認を行うに当たっては、必要な条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止(廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日(閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日)のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類の写し

(3) 補助対象事業の実施の状況が分かる資料

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力及び情報の公表)

第17条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市高梁川流域圏内中小企業者等地域資源販路開拓等支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出された交付申請に係る補助金の交付について適用し、同日前に提出された交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。